**平成２３年（フ）第３９２号**
函館市鍛治１丁目１番５―203号
債務者　木下　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４７９号**
愛知県豊田市折平町上屋敷497番地63
債務者　朝日　清美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１２９５号**
東京都日野市程久保650番地高幡台団地61―201
債務者　片岡　孝和
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１３３６号**
東京都小金井市梶野町２丁目16番６号梶野町荘Ｂ棟
債務者　島野　　覚
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２５９３号**
横浜市港北区綱島西４丁目２番13号　高野荘102号室
債務者　大沼　浩邦（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６５４号**
栃木県宇都宮市緑５丁目２番18号　グリーンタウンＤ202号
債務者　小堀　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６７５号**
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目14番12号　ロイヤルハイツ502号、前住所栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅６号棟11号室
債務者　石澤史穂美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５３４号**
栃木県鹿沼市佐目町110番地１
債務者　渡辺　俊子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６１３号**
栃木県さくら市向河原3984番地２　リバーサイド鬼怒Ｃ205、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4870番地　アロマテラス209
債務者　森田　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６３９号**
栃木県宇都宮市陽東５丁目24番５号
債務者　稲毛　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６５５号**
栃木県大田原市中田原497番地１　エクセルシオールＣ棟105号
債務者　清水　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６５７号**
栃木県矢板市富田536番地５　いおりハイツＢ―２号、前住所栃木県矢板市中438番地54
債務者　柴田　　明
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６５８号**
栃木県矢板市富田536番地５　いおりハイツＢ―２号、前住所栃木県矢板市中438番地54
債務者　柴田　大作
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６６５号**
栃木県宇都宮市細谷１丁目２番16号、前住所栃木県宇都宮市細谷町431番地26
債務者　黒住　昌宏
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６６８号**
栃木県宇都宮市睦町４番７号　グランドハイツ睦町507、前住所栃木県宇都宮市鶴田町574番地２　グランドハイツ鶴田213
債務者　吉澤　章芳（旧氏名吉澤吉暢）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係